

石川県公報

平成29年6月9日
第13010号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
告 示			
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○土地改良区の役員就任公告 (同)	9
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	10
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (水産課)	10
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○基本測量実施公告 (監理課)	13
○国土調査の指定 (農業基盤課)	2	○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の公告 (建築住宅課)	13
公 告			
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2	公安委員会	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	3	○ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則	14
○技術提案の募集公告 (スポーツ振興課)	3	選挙管理委員会	
○シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定公告 (労働企画課)	5	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	14
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	6	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	14
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	8	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	15
		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	15
		監査委員	
		○定期監査結果公表	15

告 示

石川県告示第291号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団輝秀会	白山市井口町に80番地1	ただなわ通所リハビリ テーションセンター	白山市井口町に78番地1	平成29年 4月1日

石川県告示第292号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団輝秀会	白山市井口町に80番地1	ただなわ通所リハビリ テーションセンター	白山市井口町に78番地1	平成29年 4月1日

石川県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
宝達志水町長	羽咋郡宝達志水町子浦口 11番地1	国民健康保険志雄病院	羽咋郡宝達志水町荻市ほ 1番地1	平成29年 4月30日

石川県告示第294号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
宝達志水町長	羽咋郡宝達志水町子浦口 11番地1	国民健康保険志雄病院	羽咋郡宝達志水町荻市ほ 1番地1	平成29年 4月30日

石川県告示第295号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定した。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成29年6月9日	加賀市	伊切地区（Ⅱ-4）	平成29年6月9日から 平成30年3月31日まで
〃	かほく市	高松Ⅰ-1地区	〃

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成29年5月21日

- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 grooove
- 3 代表者の氏名
大田 桐彦
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市額新町1丁目21番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は近隣地域住民を対象とし、その日常生活の中で、自発的に運動やスポーツを楽しむ場を提供するとともに、会員相互の親睦を図り、ひいては近隣地域のスポーツの振興を通して、地域社会における健康で明るく豊かな文化的生活の実現に貢献することを目的とする。

-
- 1 申請のあった年月日
平成29年5月24日
 - 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 加賀海岸の森と海を育てる会
 - 3 代表者の氏名
大幸 甚
 - 4 主たる事務所の所在地
加賀市大聖寺本町56番地
 - 5 定款に記載された目的

この法人は、加賀海岸に関する事業及び業務受託を行うとともに加賀市の自然や文化の保護並びに森や海の活用を進めつつ加賀海岸におけるスポーツの振興を行う。さらに、加賀海岸に関する情報を日本並びに世界に発信し、世界に多様な動植物群をつくることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成29年5月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 藤
- 3 代表者の氏名
藤田 すみえ
- 4 主たる事務所の所在地
白山市柴木町甲6番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親子が気軽に集える場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子どもたちの健やかな育ちを促進し、心豊かに子育てができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

技術提案の募集公告

西部緑地公園陸上競技場大型映像装置改修工事に係る設計、施工一括工事を受注する事業者を特定するため、次のとおり技術提案の募集を実施する。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事概要等

(1) 工事名

西部緑地公園陸上競技場大型映像装置改修工事

(2) 工事場所

金沢市袋島町南 地内

(3) 工事概要

大型映像装置（フルカラーLED方式、185㎡程度）の改修における設計及び施工

(4) 工期

平成30年2月下旬

(5) その他

ア 本工事は、設計及び施工を一括して発注する方式の対象案件であり、本公告に基づいて提出された技術提案を審査した結果、最も優れた提案として特定された技術提案を提出した者と、随意契約により契約するものとする。

イ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

ウ 請負者は、工事着手前までに詳細設計を行い、数量、詳細図、施工図等について発注者の承認を得ると共に、詳細設計後の数量により、発注者と協議を行い、単価、諸経費についての合意を行うこと。

エ 総価契約の変更は行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、詳細設計後の図面、数量により変更するものとする。

2 事業者選定方式

プロポーザル方式

3 プロポーザル公募内容

「西部緑地公園陸上競技場大型映像装置改修工事に係るプロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）の定めるところによる。

4 プロポーザル参加者の参加資格等

特定共同企業体であること。

特定共同企業体構成員の全てが(1)から(9)までの要件を満たすとともに、特定共同企業体として、(10)から(15)の要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件に係る参加意思表明書を提出した日から参加意思表明書提出期限の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、更生手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、再生手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。

(5) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(6) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく入札参加資格の確認を受けた者で、電気工事に関し、平成29年度入札参加資格者名簿に登録されていること。

(7) 平成29年度の入札参加資格審査において、電気工事に係る総合点数が790点以上であること。

(8) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を工場製作期間中に配置できること。なお、この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

ア 一級電気工事施工管理技士の資格を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者。

イ 参加申込書の提出日以前に3か月以上の雇用関係を有すること。

(9) (8)に掲げる者を据付工事期間中に専任で配置できること。

(10) 構成員のいずれかが石川県内に主たる営業所を有すること。なお、営業所とは建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所をいう。

(11) 構成員の数は2者とする。

(12) 代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

(13) 代表構成員以外の構成員の出資比率が30%以上であること。

(14) 構成員のいずれかが、本工事に係る他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。

(15) 構成員のいずれかが、日本国内で平成14年4月1日以降に完成引渡し完了した、この公告の工事と同種の工事を施工した実績を有すること。ただし、次の条件に適合すること。

ア ここでいう同種の工事とは、陸上競技場、球技場、競輪場、競馬場、競艇場、自動車レース場又は二輪レース場における動画表示機能を有するフルカラーLED方式の画面100㎡/面以上の大型映像装置(大型映像装置と映像送出機器の新設、又はこれらの全面改修をいう。)の製作及び据付工事のこと。

イ 元請負人として施工したものであること。

ウ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限る。

5 特定共同企業体の申請について

(1) 提出期間

郵送にてスポーツ振興課企画管理グループへ平成29年6月27日(火)までに提出(必着)

(2) 提出書類

ア 特定共同企業体入札参加資格申請書及び特定共同企業体協定書

イ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 同種工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し

エ 配置予定技術者等の資格及び工事経験や雇用期間が確認できる書類(主任(監理)技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届、コリンズカルテ等)の写し

6 特定共同企業体の審査結果通知について

(1) 特定共同企業体の審査結果は、申請者に平成29年7月7日(金)までに書面により通知する。

(2) 特定共同企業体としての資格が認められなかった者は、特定共同企業体の審査結果に関する通知書に指定された日までの間に、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

7 募集要領の配布期間及び方法等

(1) 配布期間

平成29年6月9日(金)から同月27日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

8 担当部局

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

企画管理グループ 電話 076-225-1391

電子メールアドレス i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定公告

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称
公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会
- 2 指定をした業種
日本標準産業分類に定める中分類81学校教育
- 3 指定をした職種
厚生労働省編職業分類に定める中分類78その他の運搬・清掃・包装等の職業
- 4 指定に係る市町村の区域
野々市市全域
- 5 指定年月日
平成29年6月2日

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 かぐら農場	小松市千木野町へ134番地 1	小松市千木野町い52番 1 ほか 2 筆
浅井 滋	小松市北浅井町イ35番地	小松市北浅井町参号183番
浅田 康子	小松市北浅井町ハ173番地	小松市北浅井町参号67番
太田 洋	小松市古府町ヌ60番地	小松市河田町甲59番ほか21筆
大橋 武志	小松市高堂町ト149番地	小松市高堂町ニ28番
街道 剛史	小松市北浅井町 1 号35番地 1	小松市北浅井町り36番ほか4筆
亀田 稔	小松市下牧町ホ104番地	小松市鶴ヶ島町14番 1
川岸 次男	小松市馬場町ル13番地	小松市馬場町ぬ19番ほか8筆
川崎 竜平	小松市岩渕町口118番地	小松市岩渕町14番ほか5筆
菊田 憲伯	小松市高堂町ト84番地	小松市荒屋町甲17番
北村 栄次	小松市古府町ヌ30番地	小松市古府町戊58番ほか13筆
木戸 教一	小松市波佐谷町ヲ219番地 1	小松市波佐谷町西60ほか5筆
蔵本 孝雄	小松市能美町イ 9 番地 1	小松市能美町ソ96番 3 ほか 2 筆
小山 美知代	小松市沖町ロ36番地	小松市沖町104番ほか2筆
西東 健治	小松市沖町ロ80番地	小松市沖町212番
櫻井 孝治	小松市打越町丙140番地 1 ラフィネ デュオⅡ 212	小松市遊泉寺町ハ82番
澤田 武光	小松市草野町イ 5 番地	小松市下牧町393番ほか7筆
嶋田 宣郎	小松市津波倉町ヲ59番地	小松市津波倉町ソ38番ほか11筆
清水 平太郎	小松市荒屋町甲33番地	小松市荒屋町乙79番
白山 隆	小松市遊泉寺町ホ123番地	小松市遊泉寺町丙65番ほか1筆
城下 弥一郎	小松市波佐谷町東56番地 1	小松市波佐谷町西105番
杉本 清	小松市西軽海町四丁目91番地	小松市軽海町10番ほか1筆
杉本 健一	小松市北浅井町イ148番地	小松市北浅井町式号101番
滝口 信男	小松市波佐谷町へ73番地 1	小松市波佐谷町西 7 番 1 ほか 2 筆

竹田 茂	小松市長田町ル67番地	小松市御館町乙56番ほか1筆
竹村 法順	小松市五国寺町ハ38番地	小松市正蓮寺町ろ5番ほか1筆
田中 哲夫	小松市北浅井町イ182番地	小松市北浅井町参号30番
谷口 清隆	小松市馬場町ル46番地	小松市馬場町る13番ほか3筆
谷口 成	小松市塩原町ホ4番地	小松市塩原町北21番ほか1筆
田端 久康	小松市向本折町子335番地	小松市北浅井町参号178番
田端 洋之	小松市北浅井町イ15番地	小松市北浅井町参号113番
塚崎 祐三	小松市能美町イ5番地	小松市能美町ソ98番
辻 亮一	小松市北浅井町イ111番地	小松市北浅井町参号195番
出淵 敏夫	小松市佐美町申341番地甲1	小松市佐美町11番ほか2筆
東田 耕作	小松市拓栄町392番地	小松市拓栄町408番1ほか1筆
中井 均	小松市埴田町ト84番地2	小松市遊泉寺町レ16番ほか5筆
中嶋 潤治	小松市荒屋町丁12番地2	小松市荒屋町甲7番
中本 浩明	小松市沖町イ140番地	小松市沖町21番
東方 進也	小松市佐美町亥36番地	小松市佐美町36番ほか2筆
東出 榮春	小松市高堂町口139番地	小松市高堂町口180番1ほか1筆
細川 昭夫	小松市小野町丙10番地1	小松市小野町32番1
前坂 善治	小松市大杉町ア119番地	小松市上り江町38番ほか2筆
前戸 鎮雄	能美市緑が丘11丁目3番地	小松市沖町222番
松本 孝次	小松市荒屋町甲41番地	小松市荒屋町乙31番ほか1筆
松本 良弘	小松市八幡辛18番地1	小松市八幡109番1ほか1筆
松本 亮一	小松市蓮代寺町ヌ16番地	小松市蓮代寺町北26番
山岸 昇	小松市北浅井町イ137番地	小松市北浅井町式号133番
山崎 武雄	小松市能美町イ152番地	小松市能美町ソ80番ほか2筆
山下 孝之	小松市五国寺町丑45番地	小松市五国寺町松谷5番1ほか9筆
有限会社 嵐農産	小松市河田町ニ199番地4	小松市河田町丁11番1ほか8筆
有限会社 ジャパンファーム	小松市那谷町サ41番地	小松市那谷町39番1ほか5筆
有限会社 吉田農園	小松市長田町リ21番地	小松市荒屋町丙26番ほか15筆
株式会社 アグリサポート根上	能美市大成町リ40番地	小松市高堂町78番1ほか49筆
宮下 豊樹	白山市小柳町ホ134番地	白山市小柳町ろ58番1ほか3筆
農事組合法人 キタジマ	白山市北島町265番地	白山市北島町1511番ほか4筆
西田 紀善	能美市大長野町ニ73番地1	能美市小杉町イ231番1ほか3筆
有限会社 アグリほりかわ	能美市石子町ハ58番地	能美市小杉町北10番
有限会社 岡元農場	能美市福岡町口184番地1	能美市西二口町67番1ほか3筆
株式会社 アグリサポート根上	能美市大成町リ40番地	能美市西二口町20番ほか45筆
農事組合法人 和多農産	能美市山田町121番地	能美市山田町27番ほか77筆
有限会社 北次農場	能美郡川北町字朝日イ24番地	能美郡川北町字田子島と16番ほか1筆
宮川 吉則	能美郡川北町字橘口123番地1	能美郡川北町字舟場島12番1
池田 行夫	能美郡川北町字橘ソ17番地	能美郡川北町字橘125番ほか7筆
池野 武秀	河北郡津幡町字渦端ト33番地	河北郡津幡町字横浜56番ほか14筆
竹津 敏浩	羽咋市滝町カ235番地	羽咋市滝町209番
山田 賢一	羽咋市滝町785番地	羽咋市滝町637番1ほか1筆
川田 敏博	羽咋市柴垣町十九字78番地4	羽咋市滝町26番
株式会社 JAアグリはくい	羽咋市四町と80番地	羽咋市滝町218番1ほか17筆
合同会社 Red Earth Company	羽咋市柴垣町十六字67番地1	羽咋市滝町12番ほか1筆
境井 孝雄	羽咋市本江町8番地	羽咋市菱分町ト45番1ほか6筆
農事組合法人 たなかふぁーむ	七尾市佐味町28部67番地	七尾市佐味町イ7番1ほか9筆

野田 良蔵	七尾市中島町奥吉田リ部23・28部 50番地	七尾市中島町豊田四〇31番ほか4筆
有限会社 北都	鹿島郡中能登町一青口部53番地	鹿島郡中能登町一青式〇19番1ほか4筆
今井 國雄	鹿島郡中能登町久江ソ部19番地1	鹿島郡中能登町久江フ乙23番ほか1筆
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町東馬場ほ部59番地	鹿島郡中能登町井田東114番ほか6筆
高橋 孝雄	鹿島郡中能登町小竹口部20番地	鹿島郡中能登町小竹サ13番ほか32筆
田中 憲治	鹿島郡中能登町尾崎レ部4番地	鹿島郡中能登町式式101番ほか2筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38号37番地	鳳珠郡能登町字当日オ51番ほか77筆
有限会社 ワールドファーム	茨城県つくば市谷田部3395番地78	鳳珠郡能登町字白丸329番ほか1筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町字国光ハ部62番地	鳳珠郡能登町字小間生松23番ほか11筆
平瀬 修一	鳳珠郡能登町字上町10字134番地	鳳珠郡能登町字天坂は22番ほか105筆
北能産業 株式会社	鳳珠郡能登町字柳田仁部72-2番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部1番1ほか8筆
農事組合法人 SKyファーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字柳田ナ部4番1ほか36筆
農事組合法人 三甲農産	鳳珠郡能登町字当日24字30番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部59番ほか25筆
出村 進	鳳珠郡能登町字笹川エ部154番甲地	鳳珠郡能登町字柳田松部63番ほか80筆
赤田 明	鳳珠郡能登町字笹川ラ部67番地	鳳珠郡能登町字笹川水部24番ほか3筆
大庭 美茂	鳳珠郡能登町笹川井部14番地	鳳珠郡能登町字笹川水部43番1ほか1筆
出村 和夫	鳳珠郡能登町笹川ナ部48番地乙	鳳珠郡能登町字笹川水部31番ほか2筆
四辻 寿器	鳳珠郡能登町笹川余部35番地1	鳳珠郡能登町字笹川余部48番1ほか2筆
二又 淳行	鳳珠郡能登町笹川ハ部68番地	鳳珠郡能登町字笹川余部41番1
滝上 三代次	鳳珠郡能登町笹川ヘ部47番地	鳳珠郡能登町字笹川ワ部49番ほか6筆
有限会社 川原農産	輪島市町野町佐野へ部28番地	鳳珠郡能登町字柳田松部57番ほか7筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成29年6月9日から同月23日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

矢田野用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	前 川 幸 久	小松市矢田野町31の87番地	平成29年3月31日
〃	井 家 孝 進	小松市矢田野町6の216番地	〃
〃	中 出 幸 生	小松市下栗津町ろ5番地1	〃
〃	南 野 外 喜 男	小松市二ツ梨町ク43番地	〃
〃	谷 平 義 明	加賀市箱宮町ウ32番地	〃
〃	北 村 喜 三 平	加賀市分校町リ150番地甲	〃

監 事	高 藤 友 紀	小松市二ツ梨町ウ48番地	〃
〃	越 河 才 二 郎	加賀市箱宮町井111番地	〃
〃	南 出 悦 也	加賀市分校町りの147番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	焼 田 宏 明	河北郡津幡町字庄へ36番地 2	平成29年 5 月16日
〃	北 良 久	金沢市宮保町イ 4 番地	〃
〃	河 原 正 一	河北郡津幡町字能瀬力14番地	〃
〃	中 村 修 一	かほく市大崎 2 字19番地	〃
〃	山 本 正 樹	河北郡内灘町字湖西341番地	〃
〃	市 村 達 也	金沢市泉 2 丁目13番 2 号	〃
〃	上 野 年 紹	かほく市宇野気ト28番地 3	〃
〃	河 上 孝 光	河北郡津幡町字津幡い 1 番地198	〃
〃	田 中 徹	内灘町字西荒屋口48番地	〃
〃	北 繁	河北郡内灘町字室イ38番地 6	〃
〃	中 村 一 郎	かほく市内日角ニ128番地 1	〃
〃	松 本 秋 一	河北郡津幡町字南中条 7 号11番地	〃
〃	南 幸 一	金沢市南新保町イ12番地	〃
〃	藤 田 明 夫	金沢市木越 1 丁目284番地	〃
〃	南 哲 志	金沢市西金沢 3 丁目547番地	〃
〃	竹 元 勝	河北郡津幡町字大畠ワ35番地	〃
〃	川 村 秀 行	河北郡津幡町字川尻カ239番地	〃
〃	夷 藤 満	河北郡内灘町字向粟崎 2 丁目211番地	〃
監 事	林 外 美 雄	河北郡津幡町字太田ほ222番地 1	〃
〃	今 枝 祐 徹	かほく市宇野気リ222番地 5	〃
〃	北 川 浩 一	金沢市大場町東92番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

矢田野用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	井 家 孝 進	小松市矢田野町 6 の216番地	平成29年 4 月 1 日
〃	西 村 壯 一	小松市矢田野町38の 9 番地	〃
〃	中 出 幸 生	小松市下粟津町ろ 5 番地 1	〃
〃	南 野 外 喜 男	小松市二ツ梨町ク43番地	〃
〃	辻 要	加賀市箱宮町ウ10番地	〃
〃	南 出 悦 也	加賀市分校町りの147番地	〃
監 事	高 藤 友 紀	小松市二ツ梨町ウ48番地	〃
〃	前 田 義 弘	加賀市箱宮町ウ41番地	〃
〃	山 本 一 良	加賀市分校町り59番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	焼 田 宏 明	河北郡津幡町字庄へ36番地2	平成29年5月17日
〃	高 畠 種 基	金沢市栗崎町ル27番地14	〃
〃	河 原 正 一	河北郡津幡町字能瀬カ14番地	〃
〃	中 村 修 一	かほく市大崎2字19番地	〃
〃	山 本 正 樹	河北郡内灘町字湖西341番地	〃
〃	市 村 達 也	金沢市泉2丁目13番2号	〃
〃	上 野 年 紹	かほく市宇野気ト28番地3	〃
〃	河 上 孝 光	河北郡津幡町字津幡い1番地198	〃
〃	田 中 徹	内灘町字西荒屋口48番地	〃
〃	中 村 一 郎	かほく市内日角ニ128番地1	〃
〃	松 本 秋 一	河北郡津幡町字南中条7号11番地	〃
〃	北 川 誠 一 郎	金沢市戸水1丁目153番地	〃
〃	西 川 秀 昭	金沢市角間新町17番地	〃
〃	南 哲 志	金沢市西金沢3丁目547番地	〃
〃	竹 元 勝	河北郡津幡町字大畠ワ35番地	〃
〃	本 出 裕 武	河北郡内灘町字大根布5丁目288番地	〃
〃	川 村 秀 行	河北郡津幡町字川尻カ239番地	〃
〃	夷 藤 満	河北郡内灘町字向栗崎2丁目211番地	〃
監 事	宮 嶋 茂	河北郡津幡町字庄チ65番地	〃
〃	吉 田 義 輝	かほく市気屋ア45番地	〃
〃	石 橋 英 朗	金沢市岸川町チ36番地	〃

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

能登わかば農業協同組合

坂井 助光

七尾市矢田新町イ部6番地7

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
杉 原 利恵子	七尾市奥原町上部20番地	玄米、大麦、大豆
北 口 雅 子	鹿島郡中能登町徳前イ部3番地1	玄米、大麦、大豆
竹 森 博 紀	七尾市矢田町キ部18-4	玄米、大麦、大豆

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

石川県漁業取締船建造工事 一式

(2) 調達案件の仕様等

船種 第3種漁船

船質 アルミ合金

船型 ステップ船首付きディープVワイドオメガ型船底形状を有する半滑走型高速艇

全長 27.80メートル

型幅 5.50メートル

型深さ 2.70メートル

計画総トン数 61トン

推進機関 船用高速ディーゼル2台

定格出力 1,482キロワット以上

最高速力(航海速力) 35ノット以上(32ノット以上)

定員8名

航行区域 近海(制限付)

航続距離 500マイル以上

その他 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 履行期限 平成30年9月29日(金)

(4) 納入場所 石川県金沢市金沢港

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成29年石川県告示第184号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 過去10年間に於いて、次に掲げる全ての要件を満たす官公庁船(漁業取締船、巡視船、警備艇及び救難艇に限る。)の建造実績を有する者であること。

ア 主船体及び上部構造部分に大型押出型材を使用したアルミ合金製のディープV型船底形状を有する半滑走型高速艇であること。

イ 総トン数50トン以上かつ最高速力35ノット以上の船舶であること。

ウ 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項の船舶検査証書の航行上の条件において、航行区域が「制限された近海区域」、「近海区域」又は「遠洋区域」とされていること。

(5) 減揺装置フィンスタビライザーの自製実績を有すること。

(6) 入札に付する工事の溶接工事を全て屋内で施工できる施設を保有していること。

(7) 入札に付する工事により建造された漁業取締船に関し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札参加資格確認申請書の提出期限及び場所

(1) 入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び上記2の(3)から(6)までに掲げる事項を証する資料(以下「資料」という。)を提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をしなければならない。なお、期限までに当該申請を行わない者及び入札参加に必要な資格がないとされた者は、入札に参加することができない。

(2) 申請書及び資料の提出

ア 提出部数 2部

イ 提出期限 平成29年6月22日(木)午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送すること。

エ 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県農林水産部水産課

(3) 入札に参加する者に必要な資格の確認の結果は、平成29年6月30日(金)までに書面により通知する。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、入札書の提出先及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県農林水産部水産課
電話 076-225-1653(直通)

(2) 入札説明書等の交付期間

平成29年6月9日(金)午前10時から同月22日(木)午後4時まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。
なお、電報及び電送による入札書の提出は認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限、提出方法及び提出場所

(ア) 提出期限

平成29年7月19日(水)午後5時(期限内必着とする。)

(イ) 提出方法

簡易書留郵便とする。

(ウ) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県農林水産部水産課

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年7月20日(木)午後2時

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎14階1412号室
電話 076-225-1653(水産課)

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号。以下「財務規則」という。)第115条の規定により入札保証金を納付しなければならない。

(ア) 納付期限 平成29年7月20日(木)

(イ) 納入場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県出納室
電話 076-225-1556(直通)

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

なお、免除を受けようとする者は、平成29年7月7日(金)午後5時までに入札保証金納付免除申請書を提出しなければならない。

(ア) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加者が、過去5年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結

し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured

Fisheries Inspection Vessel constructed of Aluminum alloy, 1 set

(2) Date and time for the submission of tenders: 2:00p.m. 20, July, 2017

(Tenders submitted by mail: 5:00p.m. 19, July, 2017)

(3) Contact point for notification

Fisheries Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department,
Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratuki, Kanazawa-shi, Ishikawa Pref.
920-8580 Japan
Telephone: 076-225-1653

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電 子 基 準 点 現 地 調 査 及 び 電 子 基 準 点 付 属 標 取 付 観 測)	平成29年7月5日から 同年11月30日まで	加賀市

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、次のとおり金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合から同組合の理事長の氏名及び住所の届出があった。

平成29年6月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 理事長の氏名

山本 忠治

2 理事長の住所

金沢市彦三町1丁目14番28号

公安委員会

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則をここに公布する。

平成二十九年六月九日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第六号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則

(警察本部長への委任)

第一条 次に掲げる事務は、警察本部長に委任する。

- 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号。以下この条及び次条において「法」という。)第五条第一項の規定による命令
- 二 前号に掲げる命令に係る法第五条第二項に規定する聴聞
- 三 法第五条第三項の規定による命令
- 四 前号に掲げる命令に係る法第五条第三項に規定する意見の聴取
- 五 第一号及び第三号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
- 六 法第五条第九項の規定による延長の処分
- 七 前号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において準用する同条第二項に規定する聴聞
- 八 第六号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において読み替えて準用する同条第六項又は第七項の規定による通知
- 九 法第十三条第二項の規定による報告徴収等

(警察署長への事務の委任)

第二条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- 一 法第五条第三項の規定による命令
- 二 前号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
- 三 法第十三条第二項の規定による報告徴収等(第一号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年6月9日

石川県選挙管理委員会

19,211人

石川県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年6月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

220,065人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 40 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年6月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,741人
七 尾 市 選 挙 区	15,573人
小 松 市 選 挙 区	29,715人
輪 島 市 選 挙 区	8,237人
珠 洲 市 選 挙 区	4,528人
加 賀 市 選 挙 区	19,420人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,358人
か ほ く 市 選 挙 区	9,676人
白 山 市 選 挙 区	30,965人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,946人
野 々 市 市 選 挙 区	13,918人
河 北 郡 選 挙 区	17,732人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,187人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,178人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,003人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 41 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年6月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

220,065人

監 査 委 員

定期 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成28年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年6月9日

石川 県 監 査 委 員 米 田 昭 夫
同 石 坂 修 一

同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
美術館	平成29年5月18日	平成29年3月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	〃	〃	〃
工業試験場	〃	〃	〃
歴史博物館	〃	〃	〃
保健環境センター	〃	平成29年2月末日現在	〃
手取川水道事務所	〃	〃	〃
大阪事務所	平成29年5月29日	平成29年3月末日現在	〃
東京事務所	〃	〃	〃